

保護者の皆様へ

美馬市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について（お願い）

保護者の皆様には、これまで新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的な感染拡大が続く中、本県においても、とくしまアラート「特定警戒」（ステージⅣ）が発動され、「第5波・最大警戒期間」が9月30日まで延長されました。

つきましては、学校（園）においてクラスターを発生させないために、次の点についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1 お子様が発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合は無理をして登校させず、自宅で休養させるとともに、速やかに「かかりつけ医」等にご相談ください。また、同居のご家族に同様の症状が見られる場合も、登校を控えるようお願いいたします。（欠席ではなく出席停止扱いとなります。）
- 2 次のような場合は、早い段階で必ず学校（園）へご連絡ください。
 - ①児童生徒等及び同居のご家族が「感染した場合」
 - ②児童生徒等が「濃厚接触者に特定された場合」
 - ③児童生徒等が「PCR検査を受ける（受けた）場合」（保健所やかかりつけ医の指示があった場合）
 - ④児童生徒等の「PCR検査の結果が判明した時」
- 3 ご家庭での毎日の検温等による健康観察や、マスク、手洗い、手指消毒、換気等の感染症対策、「3密」（密閉・密集・密接）はもとより、野外での飲食においても「2密・1密」を避けるといった感染症対策の一層の徹底をお願いいたします。
- 4 新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関して、不確かな情報や事実と異なる情報などによって偏見や差別、誹謗中傷、風評被害が生じないよう冷静に対応していただけますよう、ご配慮をお願いいたします。
- 5 「県境をまたぐ移動」や「不要不急の外出」は慎重にご判断をお願いいたします。

※ 学校等の臨時休業について、徳島県では、児童生徒等の感染が確認された場合、保健所との相談を行うとともに、感染が判明した時点から原則直ちに臨時休業とし、在校時は児童生徒等の安全に配慮し、速やかに下校措置を講じることとしています。

臨時休業を行う場合は、当該校からさくら連絡網等を活用して順次連絡させていただきますのでお知りおきください。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束と美馬市の全ての子どもたちの健やかな成長のため、引き続き保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。